

JAFPE 防火技術者認定における

「過去の実績に基づくポイント」に関する細則

特定非営利法人日本防火技術者協会「JAFPE 防火技術者資格認定制度に関する規則」第 6 条②に基づく「過去の実績に基づくポイント」を次のように定める。

(ポイントの設定)

第 1 条 実績ポイントは高度の専門知識の評価を目的とし、以下の項目を対象とする。

1. 履修実績ポイント

ア. 通常の工学および理学教育履修者

過去に受けた教育課程（学士、修士、博士）毎に、防火関連の教育を受けた者は 10 ポイント、その他は 5 ポイントを付与する。

なお、防火関連の教育とは卒業論文、修士論文、博士論文のテーマが防火関連であることとする。教育課程（博士）には論文博士を含む。

イ. 専門的教育履修者

防火・防災・火災科学に関係する専門的な教育を履修した者は専門分野半期 1 講座につき 0.5 ポイント加えることが出来る。（例えば 20 講座を行えば、10 ポイントになる。）

ここでいう専門的な教育とは、防火・防災・火災科学に特化した教育体系をとっている教育機関の教育を指し、消防学校、消防大学校等も含む。

ただし、大学院：20 ポイント、消防大学校の予防科：10 ポイント、地方の消防学校などの予防科研修：5 ポイントを限度とする。

2. 業務実績ポイント

ア. 防火設計実績者

防火に係る大臣認定（建築基準法ルート C、消防法第 17 条第 3 項適用物件）、旧建築基準法第 38 条認定、建築防災計画評定、およびこれらに類する実績を有するもの。

各項目 1 件につき 5 ポイント。ただし、計画内容に特殊性、新規性等が認められる実績については 1 件につき 10 ポイントを加点し、60 ポイントを限度とする。

イ. 防火業務実績者

消防防災設計・開発・製造、消防法施行令第 32 条・特殊消防用設備等関連業務実績、消防関係審査業務の実績を有するもの。

各項目 1 件につき 5 ポイント。ただし業務内容に特殊性、新規性等が認められる実績については 1 件につき 10 ポイントを加点し、60 ポイントを限度とする。

ウ. 防火法令関係業務実績者

消防計画、予防業務、確認業務等の実績を有するもの。

業務実績 5 年以上：10 ポイント、10 年以上：30 ポイント、15 年以上：60 ポイントを加点する。

エ. 防火教育実績者

防火に関して専従で教育を行なった実績を有するもの。

教育実績 5 年以上：10 ポイント、10 年以上：30 ポイント、15 年以上：60 ポイントを加点する。

オ. 防火研究実績者

各項目 1 件につき以下のポイントを加点する。

主研究者、補助研究者

査読論文 10 5

一般論文 5 3 一般論文は投稿論文、シンポジウム発表も含む。

ただし、40 ポイントを限度とする。

カ. 損害防止、維持管理業務、火災調査、火災リスク評等の業務実績者

業務実績 5 年以上：10 ポイント、10 年以上：30 ポイント、15 年以上：60 ポイントを加点する。

3. 防火技術に関連する資格の保有者、表彰等の実績者

以下に示す既保有資格 1 件につき 10 ポイント。その他は 5 ポイントを付与する。

一級建築士、甲種特類消防設備士、技術士、建築設備士、その他これらと同等の資格。

防火に関する公的機関からの表彰歴 1 件につき 10 ポイントを付与する。

ただし、合計 20 ポイントを限度とする。

4. 社会貢献等の実績者

- ・ 公的委員会：国または都道府県あるいはそれらと同等の機関から委嘱された火災に関する委員会委員の実績。
- ・ 図書の執筆：火災に関する図書の執筆、あるいは雑誌等への投稿の実績。
- ・ 教育支援等：大学等の非常勤講師あるいは社会啓蒙のための講演等防火教育に資する業務実績。
- ・ 災害支援：災害調査、復興・復旧等に対する支援の実績。
- ・ その他、社会貢献に資すると認定委員会が認めた業務実績。

各項目 1 件につき 5 ポイントを付与する。ただし、合計 30 ポイントを限度とする。

5. その他

- ・ 米国 PE（防火部門）の保有者は 50 ポイント加算できる。
- ・ 防火技術者協会への貢献は、程度に応じ 5～10 ポイント加算できる。
- ・ 申請者はポイントに該当する項目については、必要に応じ証明書、実績の概要を提出する。

（第 1 条に該当しない場合の措置）

第 2 条 「その他の防火関連業務」、「同等性の評価」等は認定委員会の審議により決定する。

「専門的教育履修者」の資格は以下の手続きの元、認定委員会の審議により決定する。

- ①応募者は、教育機関の発行する履修証明書又はこれに準ずる書類を添付すること。
- ②提出された履修証明書による履修内容について、申請分野ごとに加点の可否を審査する。

（認定分野ごとに必要とする実績）

第 3 条 申請する「認定分野」毎に業務実績ポイントが 40 ポイント以上の実績を保有すること。

（細則の変更）

第 4 条 この細則の変更は理事会の議決を経るものとする。

（附則）

1. この細則は平成 26 年 1 月 10 日より施行する。
2. 平成 27 年 7 月 1 日改正。
3. 平成 30 年 8 月 30 日改正。